

令和 6 年度

事業報告書・決算報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 3 1 日

一般社団法人 日本商事仲裁協会

目 次

令和6年度 事業報告書	1
I 仲裁及び調停事件の処理	1
II 仲裁・調停に関する重点的な取組	4
III 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業	5
IV カルネ事業	14
V 会議の開催	19
VI 会員等状況	20
VII 附属明細書	20
令和6年度 決算報告書	21
決算の概要	21
正味財産増減計算書	22
貸借対照表	25
財務諸表に対する注記	26
附属明細書	27
監査報告書	28

令和6年度 事業報告書

令和6年度の事業概要は次のとおりである。

商事仲裁及び商事調停については、我が国における国際仲裁の活性化を推進する政府方針に対応し、海外専門家からなるアドバイザリーボードを組成したことに加え、広報活動の強化のため、第1回日本国際仲裁ウィークの一環として国際仲裁セミナー（JCAA Arbitration Days）を開催し、また、業界向け等のオンラインセミナーの開催や国内外における仲裁セミナーへの講師派遣等を積極的に行った。

カルネ事業については、令和6年度はパリオリンピックの開催も追い風となり、対前年度比では、件数で12.6%増、収入では19.4%増となった。コロナ禍前の通常年度と比較すると、件数で約70%、収入で約81%の水準まで持ち直している。

またICC（国際商業会議所）が主導する世界的なカルネのデジタル化への対応として、新システム構築に注力してきたところ、2024年9月にICCシステムとの統合が完了し、即時対応可能な体制を整えた。今後、海外諸国の導入状況を踏まえて、税関、財務省関税局、ICCその他関係機関と緊密に連携することにより、実施のタイミングを慎重に見極めていく。

なお、仲裁・調停事業、カルネ事業とも、会員向けサービスを一層充実した。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁及び調停事件の処理

1. 仲裁事件

仲裁の申立件数は14件となった。（図1）

この14件は、いずれも商事仲裁規則に基づく事件であった。また、このうち、国際案件は11件（うち2件は、日本企業の外国子会社と外国企業間の紛争）、国内案件は3件であった。

終結事件数は11件あり、9件が仲裁判断（うち1件は、当事者の和解内容に基づく）、2件が和解による手続の終了であった。

緊急仲裁の申立てはなかった。

当協会の仲裁収入となる各申立ての管理料金の合計額は、9,259万円となった（図1）。本年度の申立件数は、前年度（13件）並みであったが、管理料金収入は対前年度比55%増となった。（図1、表1）。

請求金額が100億円を超える高額案件の申立てがあったこともあり、令和4年度以降、管理料金収入は増加している。

図 1 10年間の申立件数及び収入の推移

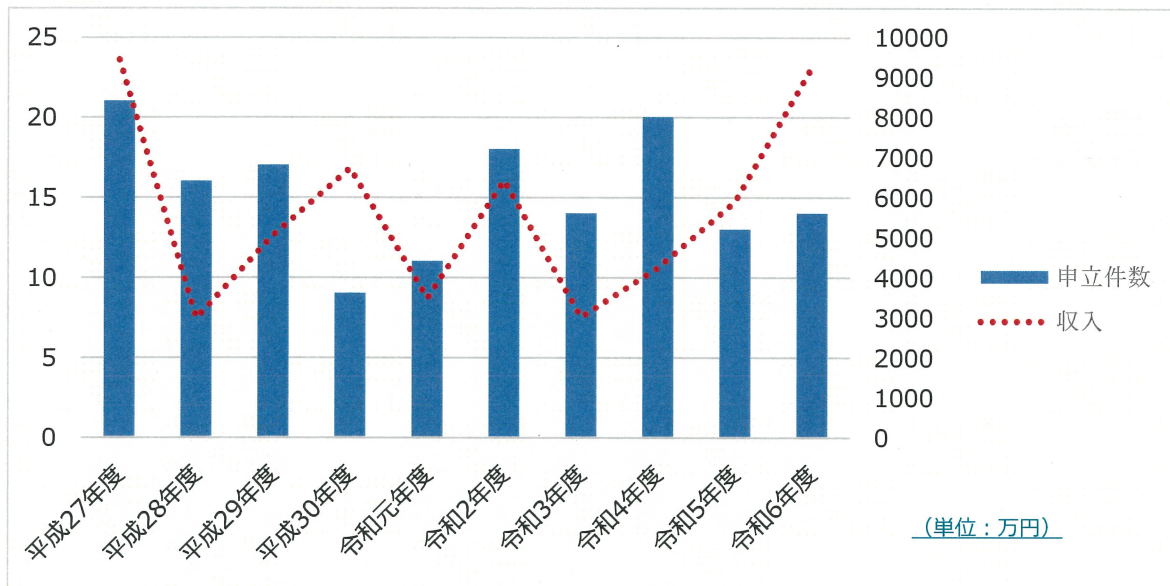


表 1 請求金額ごとの申立件数

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	
	令和6年度 計14件	令和5年度 計13件
1千万円以下	1	0
1千万円～5千万円	5	0
5千万円～1億円	1	3
1億円～3億円	1	3
3億円～10億円	1	2
10億円～50億円	2	4
50億円～100億円	1	0
100億円超	1	1
経済的価値の算定が 不能・困難である請求	1	0
合 計	14	13

表 2 当事者の国籍

申立人		被申立人	
所在国／地域	人数	所在国／地域	人数
日本	9	日本	7
UAE	2	中国	4
タイ	1	フィリピン	2
シンガポール	1	UAE	2
ベトナム	1	ベトナム	1
サウジアラビア	1	サウジアラビア	1
		英領ヴァージン諸島	1

注：申立人数、被申立人数が事件数より多い理由は、申立人や被申立人が複数の事案があるため。

2. 調停事件

商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は 1 件（国際案件）であった。

前年度に申立てのあった 2 件のうち、1 件（国内案件）は和解の成立により、また 1 件（国際案件）は相手方の応諾がなく、いずれも本年度中に手続が終了した。

Ⅱ．仲裁・調停に関する重点的な取組

当協会の国際的な認知度の向上及び国際的なルール形成への貢献に向け、重点的な取り組みとして以下を行った。

1．国際仲裁セミナー（JCAA Arbitration Days）の開催

今年度よりスタートした「日本国際仲裁ウィーク」の一環として、国際仲裁セミナー（JCAA Arbitration Days）を11月20日から22日の3日間開催した。会場とZOOMのハイブリッド方式で実施し、3日間で世界30カ国から700名以上が参加した。

第1日、2日は、当協会のアドバイザリーボードメンバーをはじめとする海外の著名な仲裁人など約50名が登壇し、仲裁地としての日本の魅力やアドバンテージを世界に向けて発信した。

第3日は、「海外ビジネスを成功させるために」と題して、18名が登壇し、中堅・中小企業を対象に仲裁の存在とその有用性、我が国政府・政府関係機関による様々な海外展開支援メニューの紹介、リスクマネジメントのあり方などの講演を行った。

アンケート調査の結果、参加者の満足度は3日間を通じてほぼ100%を達成した。

2．アドバイザリーボードの設置

著名な外国仲裁実務家との協力・連携を強化し、様々な知見を今後の当協会の活動に活かし、当協会の国際的な認知と評価の向上を目的として、10月25日にアドバイザリーボードを設置した。

上記国際仲裁セミナーにおいては、アドバイザリーボードメンバーの参加により「日本における仲裁実務の進化」、「国際仲裁の発展における日本の今後の役割」と題してパネルディスカッションを行い、近時の国際的なトレンドを踏まえてJCAA及び日本政府が目指すべき方向性について活発な議論がなされた。

ボードメンバー（14名）は以下のとおり。

【Chairperson】

Hiroyuki Tezuka - Japan

【Members】

- Tony Andriotis - U.S.A./Greece
- Leng Sun Chan, SC - Singapore
- Prof. Dr. Klaus Sachs - Germany
- Dr. Helena Chen - Taiwan
- Matthew Gearing, KC - U.K.
- Ryan Goldstein - U.S.A.
- Sally Harpole - U.S.A.
- Idei Naoki - Japan

- Miriam Rose Ivan L. Pereira – Philippines
- Prof. Hi-Taek Shin – South Korea
- Louise Stoupe – New Zealand
- Yu-Jin Tay – Singapore
- Prof. Nathalie Voser – Switzerland

3. 国際会議への貢献

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）Working Group II の第 80 回及び第 81 回会合に、小川仲裁調停部課長がオブザーバーとして出席。

電子仲裁判断の利用促進に向けた法的枠組みの在り方に関する議論に参加した。

第 80 回会合（ウィーン）においては、JCAA 仲裁における電子仲裁判断の利用や課題について報告を行った。

第 81 回会合（ニューヨーク）においては、UNCITRAL 事務局が作成したニューヨーク条約の解釈勧告案等についてコメントした。

Ⅲ. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

普及啓発事業として、新たに国内の企業等を対象とした当協会主催セミナーを2つのカテゴリー（紛争解決、英文契約）で実施した。政策支援機関、業界団体等との連携・協力により約 1,300 人が登録し、約 1,000 人が視聴した。

また、各地域の弁護士向けには日本弁護士連合会と連携したウェビナー、中堅・中小企業向けには各産業団体向けウェビナーをそれぞれ実施した。

さらに、仲裁・調停に関する人材育成・若年層への認知度向上のため、法務省との連携による司法修習生への講義の実施、大学と連携した仲裁・調停の授業への協力など様々な事業を積極的に行った。

海外に向けての発信としては、11 月に国際仲裁セミナー JCAA Arbitration Days を開催した。

また、10 月にドイツ連邦司法省と日本法務省の意見交換会のサイドイベントとしてベルリンで開催された仲裁イベントに小川仲裁調停部課長がパネリストとして出席した。

3 月には California International Arbitration Week（ロサンゼルス）に小川仲裁調停部課長及びミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ JCAA 広報担当弁護士がモデレーター・パネリストとして登壇し、JCAA 仲裁の実例や魅力、日本の仲裁法制の最新状況について情報発信するなど、海外向けに積極的な広報活動を行った。

1. 日本企業（社内弁護士を含む）を対象にした事業

（1）セミナー

仲裁・調停制度を普及啓発するため、協会主催による紛争解決セミナーを4回、英文契約セミナーを1回開催した。

【紛争解決セミナー】

- ① 仲裁セミナー「JCAA 仲裁・調停の活用のしかた～最近の事例も踏まえて～」（4月18日：登録204名／参加136名）
講師：山本特定業務執行理事（仲裁・調停担当）、小川仲裁調停部課長
- ② 国際取引セミナー「韓国ビジネス・法制度の特徴と紛争解決」
（6月13日：登録208名／参加138名）
- ③ 紛争解決セミナー「激動の中国ビジネス～紛争に強い契約書の作成実務～」
（1月23日：登録333名／参加253名）
- ④ 国際取引セミナー「台湾の法制度の特徴と紛争解決」
（3月12日：登録213名／参加：153名）

【英文契約セミナー】

- ① 英文契約セミナー「国際ビジネス紛争の予防と紛争解決条項や手続について」（5月17日：登録376名／参加269名）

（2）YouTube、JCAA チャンネルでの仲裁・調停情報等の配信

YouTube の活用により当協会が主催したセミナー動画を配信し、常時繰り返し視聴できるよう整備し、理解の促進を図っている。

【参考】動画の視聴実績（3月末時点の一般公開分）

- 動画数：9本
- 動画の総視聴数：4,175回

（3）仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関等との協力

海外展開中又は海外取引に関心のある中堅・中小企業に対し、幅広く仲裁の普及啓発を行うため、上記セミナー等の開催情報を以下の政策実施機関に提供し、広報協力を依頼した。

各種ネットワークを通じた情報発信により、大都市圏だけでなく地方都市の企業から海外の企業に至るまで多くのセミナー視聴が行われた。

【参考】主な協力依頼先

日本商工会議所、（独）日本貿易振興機構（JETRO）、

(独) 中小企業基盤整備機構等の産業支援機関や当協会の事務局を担う神戸商工会議所、名古屋商工会議所、大阪商工会議所、横浜商工会議所等

日本政策金融公庫、日本組織内弁護士協会 (JILA)、経営法友会、(一社) 海外建設協会、貿易アドバイザー協会、(一社) 機械振興協会

- (独) 日本貿易振興機構 (JETRO) 職員及びコンシェルジュ等を対象としたオンラインセミナーにおいて、藤井カルネ部長及び小川仲裁調停部課長が、カルネ及び仲裁の利用について紹介 (2 月 21 日)
- 日本繊維輸入組合、日本繊維輸出組合、(一社) テキスタイル倶楽部向けの国際仲裁の活用に関するオンラインセミナーにおいて、小川仲裁調停部課長が登壇した (3 月 7 日)

(4) 勉強会や他機関主催イベントへの講師派遣

- 関西企業の法務部担当者勉強会において、北川理事長及び小川仲裁調停部課長が JCAA 仲裁・調停の活用に関して紹介 (12 月 13 日)
- アジア・ビジネスロー・カンファレンス主催の「アジア・ビジネスロー・カンファレンス in KOBE 《地域活性化版》 企業ビジネス海外展開の ABC ～ 神戸復興 30 年 ～」において、北川理事長が登壇 (3 月 19 日)

2. 国内専門家を対象にした事業

(1) 弁護士等実務家向け仲裁セミナーへの講師派遣

- 日弁連・愛知弁護士会主催仲裁セミナーのパネリストとして小川仲裁調停部課長が登壇 (7 月 29 日)
- 司法修習生向け選択型実務修習 (国際仲裁) の講師として、小川仲裁調停部課長を派遣 (12 月 17 日、1 月 21 日)
- 福岡弁護士会主催仲裁セミナーの報告者及びパネリストとして小川仲裁調停部課長が登壇 (1 月 8 日)

(2) 慶応義塾大学法科大学院 国際仲裁集中プログラムへの講師派遣

2022 年度に慶応義塾大学と締結した MOU に基づき、

「International Arbitration Practice in North East Asia」(後援: JCAA、大韓商事仲裁院 (KCAB)、北京仲裁委員会 (BAC)) において、後援する各仲裁機関が毎回講師を派遣し、それぞれの仲裁機関の規則や実務について英語による説明を行った。(5 月 14～24 日)

JCAA からは、小川仲裁調停部課長が講師として登壇。

(3) 学会での報告

国際商取引学会・全国大会シンポジウム「国際仲裁・調停の現状と展望」(於：京都)において、小川仲裁調停部課長が登壇(11月10日)。

(4) 専門誌(JCA ジャーナル)による情報発信

仲裁や調停を含む国際紛争処理や国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、法律家や実務家、企業の方々を執筆者とする専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行。

会員を中心とした配付に加え、法律書籍のサブスクリプション会社に雑誌データを有償提供した。

3. 海外(専門家、海外仲裁機関、海外企業)向け事業

(1) 海外機関等主催のセミナー等への参加

海外の仲裁機関等が主催するセミナーに参加し、日本を仲裁地とする国際仲裁の活性化や当協会の仲裁制度について紹介した。

- Legal Plus 主催 "10th Annual Japan Summit" (6月20日)
開会挨拶：田村コーディネーター
パネリスト：小川仲裁調停部課長
- China International Economic and Trade Arbitration Commission Hong Kong Arbitration Center (CIETAC Hong Kong)主催 "A China-Japan Perspective: New Developments in Contemporary International Commercial Dispute Resolution" (於：東京)に小川仲裁調停部課長がパネリストとして登壇(9月2日)
- 日独法務省意見交換会のサイドイベント German Arbitration Institute 主催 "Arbitration in Japan and Germany: Common traditions, new challenges and future collaboration" (於：在ベルリン日本大使館)に小川仲裁調停部課長がパネリストとして登壇(10月16日)
- 第16回日独法務省意見交換会(於：ドイツ連邦司法省)に小川仲裁調停部課長が出席(10月17日)
- 北京仲裁委員会/北京国際仲裁センター主催イベント「Tokyo Summit on Commercial Dispute Resolution in China」において、北川理事長が登壇(11月12日)

- アジア開発銀行研究所が主催する ADBI Policy Dialogue on Alternative Dispute Resolution Disseminating International Mediation in Asia and the Pacific Region（於：東京）において、出井直樹弁護士（JCAA Advisory Board Member）が登壇（2月18日）
- California International Arbitration Week 2025（於：ロサンゼルス）における JCAA セッション「Behind the Scenes: The Reality of Navigating Disputes of the Fantasy World of the Gaming and Entertainment Industry」において、ミリアム・ローズ・アイヴァン・ロペズ・ペレイラ JCAA 広報担当弁護士がモデレーターとして、小川仲裁調停課長がパネリストとして登壇（3月10日）。

（2）英文誌：Japan Commercial Arbitration Journal による情報発信

同誌 Vol.5 を発刊した（9月）。本号では外国人弁護士による JCAA の緊急仲裁の紹介といった JCAA についての情報発信に加え、仲裁法の改正、シンガポール条約への批准といった日本の紛争解決の最新状況についての論考を計 13 本掲載した。

（3）英文メルマガによる情報発信

JCAA が主催した国際仲裁セミナー（JCAA Arbitration Days）の案内、動画配信、英文誌（Japan Commercial Arbitration Journal）などの情報を、国内外で活躍している外国人仲裁関係者向けにメルマガとして発信した。

4. 会員向けサービス事業

従来から実施してきている会員サービスに加え、当協会の正会員の皆様向けサービス向上のため、当協会のウェブサイト上に新たに「会員専用サイト」を 2025 年 4 月 1 日より開設することとし、その運用開始に向け準備を行った。

（1）会員限定セミナー

会員向けサービスの充実と新規会員加入促進のため、本年度より会員限定の英文契約セミナー（4 回シリーズ）を開始した。

- JCAA 会員限定（第 1 回）：英文契約セミナー「英文契約読解のコツと必須知識～売買契約書を題材に～」（7 月 12 日：登録 296 名／参加 183 名）

- JCAA 会員限定（第 2 回）：英文契約セミナー「販売店・代理店契約書～なぜ紛争は起き、どのようにリスクを最小化するか～」（10 月 4 日：登録 302 名／参加 128 名）
- JCAA 会員限定（第 3 回）：英文契約セミナー「ライセンス契約」（12 月 5 日：登録 307 名／参加 113 名）
- JCAA 会員限定（第 4 回）：英文契約セミナー「秘密保持契約の実践－国際契約における重要ポイント－」（2 月 20 日：登録 346 名／参加 131 名）

（2）法律・貿易実務相談

会員向けに海外進出に伴う法律問題、契約書作成に関する質問、国際取引から生じる紛争の解決等について助言することを目的として、下記の相談事業を実施した。

- 法律相談

国際取引、国際契約等の分野に幅広い知識と豊富な経験を有する渉外弁護士が担当している（相談件数：24 件）。

相談例：売買契約、代理店契約、OEM 契約等のリーガルチェック等

- 中国・台湾・韓国・インド専門法律相談

固有の事情によるトラブルが発生しやすい中国・台湾・韓国・インドとのビジネス上の問題解決に資するため、専門の日本人弁護士と外国弁護士が企業の様々な質問に対応している（相談件数：7 件）。本年度上期から新たに韓国専門法律相談を開始した。

相談例：日本企業と中国企業との間で締結する契約書における紛争解決手段や準拠法の選択、中国子会社の清算方法など

- 貿易実務相談

ジェトロ認定貿易アドバイザー及び貿易アドバイザー協会（AIBA）認定貿易アドバイザーによる貿易実務相談を実施している（相談件数：5 件）。

相談例：Incoterms2020 の内容、中国側での原産地証明書発行の費用、中国輸出品の税関登録方法など

5. 英文契約書ひな型（出版物）の販売

「そのまま使えるモデル英文契約書シリーズ（全 13 種類）」は、経験豊富な渉外弁護士監修による英文契約書のひな型書。

英文契約書作成時に検討すべき一般的条項を網羅した上で、英語及び日本語の契約条文と各条文を解説している。

国際契約に必須の仲裁条項、特に、JCAA を指定した仲裁条項についても詳説している。本年度の販売部数は 599 部。

また、法律書籍のサブスクリプション会社（4 社）に上記英文契約書シリーズの書籍データを有償提供するとともに、今期より MS・Word 形式の英文・和文のテンプレートも提供し、利用者によるダウンロードを可能とした。

6. その他の活動実績

（1）仲裁規則の改正検討作業

現行の仲裁規則の改正を行うため、「JCAA 規則改正・制定等検討委員会」において、改正検討項目を審議した。本年度は 8 回の会合を開催した。

「JCAA 規則改正・制定等検討委員会」委員名簿（敬称略・50 音順）
委員長 垣内秀介（東京大学教授）
委員 出井直樹（弁護士）
委員 関戸麦（弁護士）
委員 竹下啓介（一橋大学教授）
委員 ダグラス・K・フリーマン（弁護士）

（2）仲裁人・調停人候補者名簿の拡充

当協会のホームページ上に仲裁人・調停人候補者データを公表。

国内外からの登載希望者や、JCAA 事件経験者の中から仲裁人候補者として相応しい方を追加登載し、データベースを充実している。現在、仲裁人は 511 名（うち、日本人 127 名、外国人 384 名）、調停人は 249 名（うち、日本人 94 名、外国人 155 名）となった。

外国国籍の候補者は 7 割を超え、国籍数も 50 カ国を超えるなど、仲裁人・調停人は多様化している。

（3）「国際仲裁等に関する官民意見交換会」へのメンバー参加

（9 月 24 日、1 月 27 日）

2024 年 5 月に開催された国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議により決定された「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策（令和 6 年指針）」において、国、法曹界、経済界・経済団体、仲裁調停機関・仲裁調停関連団体等の官民の関係機関が連携して国際仲裁を推進する体制を構築することが打ち出された。

また、6年5月の自民党・司法制度調査会の提言も、官民ステークホルダーの緊密な協力を求めている。

こうした背景から、関係機関が集まり、国際仲裁活性化策の実施状況や課題について自由な意見交換を行う場として本官民意見交換会が開催されることとなった。

第1回及び第2回会合に、JCAAから山本特定業務執行理事（仲裁・調停担当）及び石束仲裁調停部主査が出席した。

（4）公的機関の契約書ひな型への仲裁条項の挿入

官公庁が作成・公表している様々な契約書のひな型においては、仲裁条項がほとんど定められていない。

そこで、今年度より、経済産業省と連携し、これらの契約書のひな型に仲裁条項が規定されるよう関係府省連絡会議において協力依頼を行い、さらに各省庁及び政府関係機関に個別に働きかけを行っている。

（5）裁判官との交流

仲裁の現状や実務について、日本の裁判官と情報交換を行うため、ビジネスコートの裁判官と意見交換会を開催し、小川仲裁調停部課長が出席した。（12月26日）

（6）海外仲裁 ADR 機関との交流

- 中国山東省潍坊市仲裁委員会代表団が来訪し情報交換を行った。（4月26日）
- 中国国際貿易促進委員会調停センター代表団とオンラインで面会し、今後の協力関係について意見交換を行った。（6月13日）
- China International Economic and Trade Arbitration Commission Hong Kong Arbitration Center (CIETAC Hong Kong)による表敬訪問（9月3日）
- 中国広州仲裁委員会代表団が来訪し、情報交換を行った。（10月29日）
- 香港国際仲裁センター（HKIAC）Secretary General が来訪し、情報交換を行った（11月6日）
- 上海仲裁委員会代表団が来訪し、MOU を調印した（12月16日）
- China International Economic and Trade Arbitration Commission の Director が来訪し、情報交換を行った（2月20日）

(7) 研究会活動

- 名古屋事務所において、主に当協会員をメンバーとする「国際取引研究会」を以下のテーマで開催した。
 - 「責任ある企業活動のための人権デューディリジェンス実務」
(7月24日)
 - 「企業はどのように知的財産を保護するのか～労働者のマネジメントの観点から～」(11月15日)
 - 「海外贈収賄防止と企業防衛」(3月7日)
- JCAA 仲裁に関する JAA 関西支部との共同勉強会を以下のテーマで開催(講師;小川仲裁調停部課長)
 - ・ 初歩的な内容も含め仲裁当事者として知りたいこと(7月16日、1月16日)

IV. カルネ事業

新型コロナの直撃を受けた令和 2 年度においては、件数・収入とも対前年度比の 20% 台まで落ち込んだカルネ実績であるが、それ以降は堅調な回復基調を維持し、令和 6 年度にはコロナ禍前の通常年度との比較において、件数で約 70%、収入で約 81% の水準まで持ち直している。

令和 6 年度はパリオリンピックの開催も追い風となり、対前年度比では、件数で 12.6% 増、収入では 19.4% 増となった（表 3 参照）。

また、カルネの国際保証組織である国際商業会議所（ICC）が主導するカルネのデジタル化への対応として、当協会が独自で開発を進めてきた新システムと ICC のシステムとの統合が完了し、世界的なデジタル化への移行対応が即時可能な体制が整った。

今後は、税関、財務省、ICC その他関係機関と緊密に連携を取りながら、海外諸国の導入状況をも踏まえて、実施のタイミングを慎重に見極めていく予定である。

1. 全カルネ発給実績

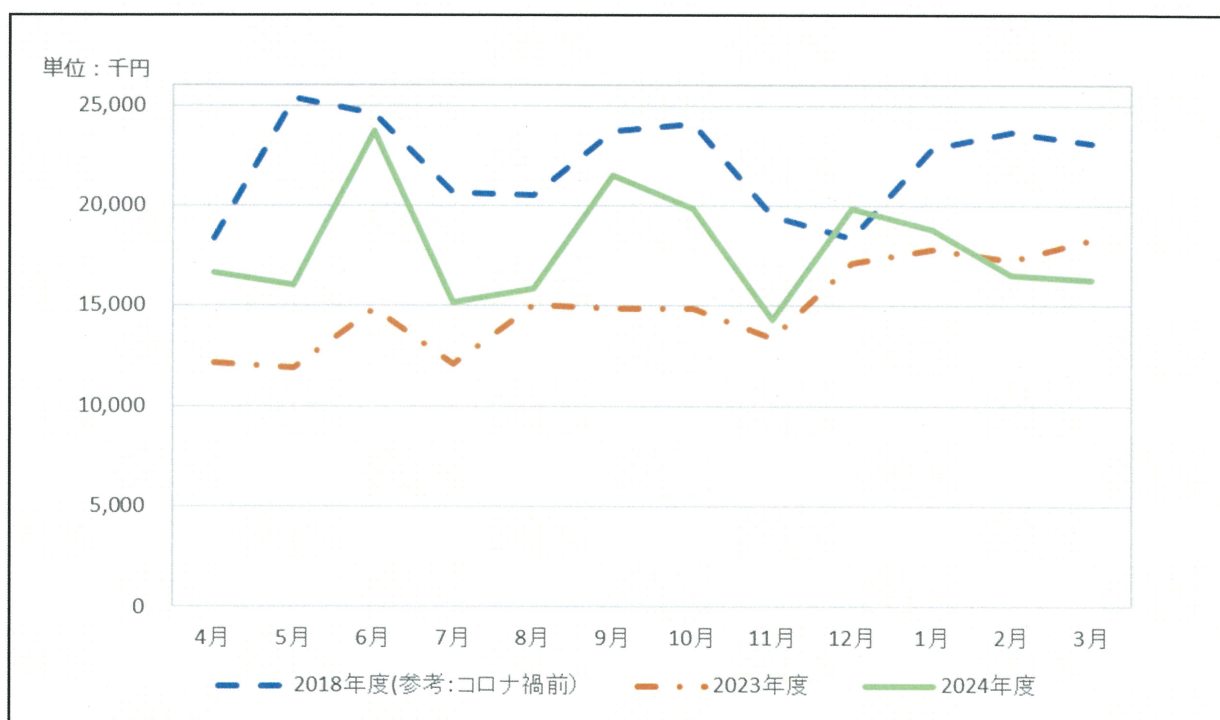
表 3 令和 6 年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他*	計	対前年同月比	金額(千円)	対前年同月比
4 月	79	192	120	0	391	108.0%	16,665	137.2%
5 月	93	206	102	0	401	117.9%	16,032	134.3%
6 月	76	308	213	3	600	126.9%	23,732	159.4%
7 月	66	240	116	2	424	121.5%	15,193	125.4%
8 月	92	186	162	0	440	101.4%	15,851	105.4%
9 月	78	243	204	1	526	123.8%	21,497	144.6%
10 月	85	287	149	2	523	129.5%	19,841	133.7%
11 月	61	228	110	0	399	105.8%	14,329	107.1%
12 月	83	262	162	7	514	109.8%	19,844	115.8%
1 月	71	264	222	1	558	119.0%	18,789	105.5%
2 月	72	206	193	0	471	96.1%	16,517	95.6%
3 月	100	183	126	5	414	94.7%	16,268	89.0%
計	956	2805	1879	21	5,661	112.6%	214,557	119.4%

* 一時輸入国税関指示用途

表 4 (参考) 直近 10 年間の全カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	件	対前年度比	金額 (千円)	対前年度比
平成27年度 (2015年度)	8,236	103.4%	248,464	104.3%
平成28年度 (2016年度)	8,364	101.6%	246,354	99.2%
平成29年度 (2017年度)	8,531	102.0%	260,119	105.6%
平成30年度 (2018年度)	8,376	98.2%	264,674	101.8%
令和元年度 (2019年度)	7,487	89.4%	234,481	88.6%
令和 2年度 (2020年度)	1,617	21.6%	59,090	25.2%
令和 3年度 (2021年度)	2,163	133.8%	81,118	137.3%
令和 4年度 (2022年度)	3,678	170.0%	126,100	155.5%
令和 5年度 (2023年度)	5,028	136.7%	179,722	142.5%
令和 6年度 (2024年度)	5,661	112.6%	214,557	119.4%



2. ATA カルネ

(1) ATA カルネ発給実績

発給件数全体の約 94% を占める ATA カルネは、撮影用機材や展示会用物品の申請の伸びに牽引され堅調な回復傾向にあるが、6 年度はこれにパリオリンピック向けの撮影用機材等の申請が加わり、前年度と比べて、件数で 11.1%、収入では 17.0% の増加となった（表 5、表 6）。

表 5 令和 6 年度の A T A カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他*	計	対前年同月比	金額(千円)	対前年同月比
4 月	77	178	112	0	367	105.8%	15,815	135.2%
5 月	88	202	93	0	383	119.7%	15,489	136.5%
6 月	70	289	211	3	573	127.3%	22,668	158.0%
7 月	59	222	96	2	379	117.7%	13,746	120.6%
8 月	85	168	150	0	403	99.8%	13,900	99.3%
9 月	71	229	195	1	496	121.9%	20,621	143.8%
10 月	79	262	142	2	485	128.0%	18,406	130.7%
11 月	58	202	100	0	360	101.4%	13,002	102.3%
12 月	79	250	150	7	486	108.5%	18,717	113.4%
1 月	68	254	217	1	540	120.5%	17,952	105.1%
2 月	69	185	187	0	441	93.2%	15,688	93.2%
3 月	98	167	117	5	387	92.6%	15,182	86.3%
計	901	2,608	1,770	21	5,300	111.1%	201,186	117.0%

* 一時輸入国税関指示用途

表 6 (参考) 直近 10 年間の ATA カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	件	対前年度比	金額(千円)	対前年度比
平成27年度 (2015年度)	7,852	103.4%	236,648	104.7%
平成28年度 (2016年度)	7,971	101.5%	234,921	99.3%
平成29年度 (2017年度)	8,128	102.0%	248,205	105.7%
平成30年度 (2018年度)	8,028	98.8%	253,352	102.1%
令和元年度 (2019年度)	7,141	89.0%	224,737	88.7%
令和 2 年度 (2020年度)	1,548	21.7%	56,425	25.1%
令和 3 年度 (2021年度)	2,079	134.3%	78,080	138.4%
令和 4 年度 (2022年度)	3,540	170.3%	121,759	155.9%
令和 5 年度 (2023年度)	4,771	134.8%	171,943	141.2%
令和 6 年度 (2024年度)	5,300	111.1%	201,186	117.0%

(2) 再輸出不履行に係る輸入税等の支払い実績

①当協会発給カルネについて外国税関（外国保証団体経由）に支払った事案 22 件 / 3,216 万円

②外国発給カルネについて本邦税関に支払った事案 24 件 / 1,482 万円

3. SCC カルネ（台湾向けカルネ）

（1）SCC カルネ発給実績

SCC カルネの発給件数は、前年度と比べて、件数で 40.5%、収入では 71.9%の増加となった（表 7）。

表 7 令和 6 年度の SCC カルネ発給実績

	発 給 件 数						収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	その他*	計	対前年同月比	金額(千円)	対前年同月比
4 月	2	14	8	0	24	160.0%	849	188.5%
5 月	5	4	9	0	18	90.0%	544	93.1%
6 月	6	19	2	0	27	117.4%	1,063	195.8%
7 月	7	18	20	0	45	166.7%	1,447	201.9%
8 月	7	18	12	0	37	123.3%	1,951	187.2%
9 月	7	14	9	0	30	166.7%	876	169.2%
10 月	6	25	7	0	38	152.0%	1,435	188.9%
11 月	3	26	10	0	39	177.3%	1,327	199.7%
12 月	4	12	12	0	28	140.0%	1,127	176.5%
1 月	3	10	5	0	18	85.7%	837	115.0%
2 月	3	21	6	0	30	176.5%	829	185.7%
3 月	2	16	9	0	27	142.1%	1,086	157.6%
計	55	197	109	0	361	140.5%	13,371	171.9%

* 台湾税関指示用途

（2）再輸出不履行に係る輸入税の支払い実績

- ①当協会発給カルネについて台湾税関（台湾保証団体経由）に支払った事案
なし
- ②台湾発給カルネについて本邦税関に支払った事案
なし

4. ATA カルネ加盟国の状況

令和 6 年度には、新たにペルー、サウジアラビア、フィリピンの 3 カ国が加盟し、加盟国は日本を含め 81 カ国・地域となった。

（ただし、ロシア及びウクライナについては両国が交戦状態であることから発給を一時的に停止している。）

5. カルネ電子申請システム登録状況

令和 2 年 11 月から運用を開始した電子申請システムの登録者数は、月約 70 件のペースで順調に増加しており、本年度末時点では、前年度末から 810 件増加し 3,334 件となった。

6. ATA カルネのデジタル化に向けた状況

各国の ATA カルネの発給・保証団体を統括している国際商業会議所（ICC）が 2027 年を目途に現状は紙で発給している ATA カルネをデジタル化する決定をしたことを受け、当協会ではそれに対応するシステムを前年度末に完成させ、9 月に ICC のシステムと当協会のシステムの統合を行った。

これにより、いつでもデジタル化に移行できる体制が整った。

なお、カルネのデジタル化にあたっては、従来の紙ベースで発給したカルネとは使用方法が大きく異なることから、利用者に混乱のないよう、カルネホームページやチラシ、セミナー等で事前周知を図っていく予定である。

7. カルネ制度の普及・広報活動

（1）各種媒体・販促物を活用したカルネ普及・広報活動

- 当協会の機関誌「JCA ジャーナル」及び（一社）日本通関業連合会の機関誌「JCBA」7 月号にカルネ PR 広告を掲載
- （独）日本貿易振興機構（JETRO）のホームページ「世界の見本市・展示会情報（J-messe）」に掲載されている「初めての海外見本市のために ～出展のポイント～」のカルネ部分を修正・加筆するとともに、JETRO のメルマガ「J-messe NEWS」にカルネ紹介記事を配信（10 月、11 月）
- 全国主要税関（26 支署）へ ATA カルネ販促チラシを送付し、利用促進を依頼（1 月）
- （一社）日本電機工業会機関誌「電機」2 月号に ATA カルネ紹介記事を掲載

（2）他機関主催イベント等への講師派遣

- 機械振興会館内ビジネス協議会においてカルネ及び仲裁について紹介（9 月 4 日）
- 展示会関連団体連絡会の特別報告において「展示会ビジネスに役立つ ATA カルネに関して」と題してカルネを紹介（12 月 20 日）
- JETRO 職員、新輸出大国コンシェルジュ、及び同パートナーを対象としたオンラインセミナーにおいてカルネ及び仲裁について紹介（2 月 21 日）

(3) SCC カルネの利用促進に向けた取り組み

SCC カルネの発給件数が、従来、発給カルネ全体の5%前後であり、日台間の貿易規模に見合っていないと思われることから、新たに SCC カルネの販促強化のためのチラシを作成した。

また、(公財)日本台湾交流協会を往訪し、日台経済関係に関する情報収集を行うとともに SCC カルネ利用普及につき協力を依頼した。

本年度末時点では前年度末に比べ、SCC カルネの割合が全体の約6.4%まで上昇している。

(4) ホームページ及び YouTube を活用した利用促進のための取り組み

ホームページはカルネの新規利用者獲得のための最強ツールの1つであることから、新規利用者にとってわかりやすい導入案内となるよう前年度末に全面的に再構築したところである。

本年度初頭からは、より利用者目線での使いやすさを意識して、各コンテンツの表現をさらにわかりやすいものとなるよう見直すとともに、電話やメールで多く受ける問い合わせを迅速に FAQ に反映させるなど、随時、改修を行った。

併せて、カルネ利用者にカルネの使い方やオンライン利用登録方法等を理解していただくための補助ツールとして、当協会の YouTube 公式チャンネルに6本の動画を公開している。(本年度末時点でのカルネ関係動画の総視聴数：22,000回)

V. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第57回理事会：令和6年5月2日開催（書面表決）

【決議事項】

第1号議案 第16回定時社員総会の招集（開催）の件

(2) 第58回理事会：令和6年6月7日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 令和5年度事業報告及び決算（案）について

第2号議案 新入会員の承認について

第3号議案 役員賠償責任保険契約の更新について

(3) 第59回理事会：令和6年6月7日開催（ハイブリッド方式）

【決議事項】

第1号議案 代表理事（理事長）、特定業務執行理事の選任について

第2号議案 顧問、参与の推薦について

(4) 第60回理事会：令和6年12月9日開催（オンライン）

【報告事項】

報告事項1 令和6年度上期（4月～10月）の事業報告について

報告事項2 JCAA国際仲裁セミナーの結果報告

報告事項3 アドバイザリー・ボードの設立について

【決議事項】

第1号議案 事務局長の選任について

2. 総 会

第16回定時社員総会：令和6年6月7日開催（ハイブリッド方式）

【報告事項】

報告事項1 令和5年度事業報告について

【決議事項】

第1号議案 令和5年度決算（案）について

第2号議案 任期満了に伴う理事・監事の改選について

VI. 会員等状況

1. 会 員

令和7年3月末現在の正会員数は、443社（令和6年度入会：17社、同年度退会：15社、前年度比：2社増）であり、賛助会員数は43名（令和6年度入会：5名、同年度退会：4名、前年度比：1名増）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、特定業務執行理事（仲裁・調停担当）1名、理事21名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問6名、参与5名であった。

VII. 附属明細書

・該当事項なし

令和6年度 決算報告書

決算の概要

本年度の経常収益は、仲裁事業及びカルネ事業がいずれも増益となったことで、対前年度比6,849万円増の3億4,883万円となった。

経常費用は、対前年度比4,573万円増の2億9,348万円となった。

これにより、税引前当期一般正味財産増減額は、昨年度と比すると2,275万円増となり、より一層のコロナ禍からの回復が見られ、黒字となった。

税引後の当期一般正味財産増減額は5,216万円の黒字となった。

(1) 収益の状況

仲裁・調停事業の収益は、前年度に比べて3,068万円増の8,966万円となった。

また、カルネ事業の収益は、コロナ禍による影響から完全には回復していないとみられるものの、前年度に比べて3,483万円増の2億1,455万円となった。

(2) 費用の状況

費用は、前年度に比べて4,573万円増の2億9,348万円となった。

このうち、カルネ電子申請システム関連として、今期の減価償却費に、2,456万円を計上している。

(3) 自己資本（正味財産期末残高）の状況

上記の結果、期末残高は4億3,237万円となった。

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1)経常収益			
①特定資産運用収益	(5,431)	(5,669)	(△238)
特定資産受取利息	5,431	5,669	△238
②受 取 会 費	(31,367,500)	(32,212,500)	(△845,000)
受取会費	31,367,500	32,212,500	△845,000
③事 業 収 益	(316,269,033)	(247,368,836)	(68,900,197)
仲裁収益	89,666,584	58,977,723	30,688,861
調停等収益	882,150	160,000	722,150
講習会収益	220,000	203,000	17,000
資料頒布収益	9,642,709	6,955,993	2,686,716
広告収益	1,300,640	1,350,140	△49,500
発給手数料収益	107,930,650	86,319,280	21,611,370
担保措置料収益	106,626,300	93,402,700	13,223,600
④雑 収 益	(1,197,518)	(759,835)	(437,683)
受取利息	365,494	3,740	361,754
雑収益	832,024	756,095	75,929
経常収益計	348,839,482	280,346,840	68,492,642

科 目	当年度	前年度	増減
(2) 經常費用			
① 事業費	<217,760,546>	<168,632,367>	<49,128,179>
仲裁相談等諸費	(1,241,179)	(790,326)	(450,853)
仲裁諸費	846,179	548,326	297,853
法律相談謝金	340,000	242,000	98,000
専門相談員謝金	55,000	0	55,000
啓発宣伝費	(28,505,494)	(22,451,689)	(6,053,805)
講習会開催費	1,711,360	1,753,484	△42,124
印刷費	1,270,577	566,663	703,914
英文広報誌作成費	913,000	801,900	111,100
広報誌作成費	14,347,263	13,714,464	632,799
仲裁調停セミナー費	6,230,727	2,015,178	4,215,549
業務委託費	4,032,567	3,600,000	432,567
仲裁文献購入費	1,422,020	1,129,616	292,404
海外渡航費	3,361,147	531,510	2,829,637
仲裁関連諸会議費	886,600	416,933	469,667
給料手当	56,556,557	44,613,186	11,943,371
法定福利費	9,671,524	8,112,828	1,558,696
臨時雇賃金	17,039,710	15,872,958	1,166,752
印刷費	727,100	684,200	42,900
WCF納付金	9,999,332	6,701,550	3,297,782
役員報酬	6,344,670	11,950,000	△5,605,330
旅費交通費	158,176	81,604	76,572
通信運搬費	402,897	690,415	△287,518
什器備品費	3,177,526	3,128,187	49,339
システム関連費	20,759,854	13,047,466	7,712,388
事務消耗品費	341,284	248,604	92,680
情報閲覧費	123,230	115,200	8,030
支払手数料	1,354,719	1,307,758	46,961
光熱水料費	2,042,824	1,929,459	113,365
賃借料	19,811,820	19,811,820	0
租税公課	45,404	526	44,878
雑費	1,054,223	983,508	70,715
賞与引当金繰入額	4,582,752	3,547,287	1,035,465
退職給付引当金繰入額	2,869,520	2,959,955	△90,435
役員退職慰労引当金繰入額	717,600	1,932,600	△1,215,000
減価償却費	24,563,384	5,593,182	18,970,202

科 目	当年度	前年度	増減
②管 理 費	(75,722,338)	(79,112,599)	(△3,390,261)
役員報酬	16,225,570	22,078,657	△5,853,087
給料手当	18,998,199	18,896,453	101,746
法定福利費	5,051,016	5,486,836	△435,820
福利厚生費	803,243	1,255,866	△452,623
旅費交通費	201,850	202,070	△220
通信運搬費	962,878	1,057,609	△94,731
什器備品費	2,108,450	1,357,126	751,324
システム関連費	1,031,514	836,550	194,964
会議費	348,436	254,056	94,380
交際費	1,774,471	802,721	971,750
事務消耗品費	783,027	830,473	△47,446
印刷費	113,903	184,513	△70,610
新聞図書費	7,000	47,920	△40,920
光熱水料費	1,021,412	964,729	56,683
賃借料	9,905,916	9,905,916	0
ホームページ維持管理費	1,894,365	1,607,056	287,309
租税公課	4,672,175	3,195,632	1,476,543
支払報酬	1,518,000	1,100,000	418,000
支払手数料	293,186	336,721	△43,535
諸会費	599,700	717,384	△117,684
雑費	54,133	64,951	△10,818
賞与引当金繰入額	1,945,916	1,203,921	741,995
退職給付引当金繰入額	1,107,853	892,638	215,215
役員退職慰労引当金繰入額	3,510,702	4,725,000	△1,214,298
減価償却費	789,423	1,107,801	△318,378
経常費用計	293,482,884	247,744,966	45,737,918
当期経常増減額	55,356,598	32,601,874	22,754,724
税引前当期一般正味財産増減額	55,356,598	32,601,874	22,754,724
法人税、住民税及び事業税	212,000	212,000	0
法人税等調整額	2,980,212	11,620,761	△8,640,549
当期一般正味財産増減額	52,164,386	20,769,113	31,395,273
一般正味財産期首残高	380,214,009	359,444,896	20,769,113
一般正味財産期末残高	432,378,395	380,214,009	52,164,386
Ⅱ 正味財産期末残高	432,378,395	380,214,009	52,164,386

貸 借 対 照 表
令和7年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	642,440,444	587,374,910	55,065,534
立替金	359,619	22,513,319	△ 22,153,700
仮払金	2,197,085	0	2,197,085
流 動 資 産 合 計	644,997,148	609,888,229	35,108,919
2 固定資産			
(1) 特定資産			
運営基本資産	241,000,000	241,000,000	0
退職給付引当資産	30,000,000	30,000,000	0
特 定 資 産 合 計	271,000,000	271,000,000	0
(2) その他の固定資産			
什器備品	185,725	975,148	△ 789,423
システム資産	34,511,941	9,971,325	24,540,616
ソフトウェア仮勘定	0	5,797,000	△ 5,797,000
造作設備	1	1	0
電話加入権	1,171,336	1,171,336	0
敷金	18,761,200	18,761,200	0
貯蔵品	2,045,497	1,840,899	204,598
繰延税金資産	88,308,449	91,288,661	△ 2,980,212
その他の固定資産合計	144,984,149	129,805,570	15,178,579
固 定 資 産 合 計	415,984,149	400,805,570	15,178,579
資 産 合 計	1,060,981,297	1,010,693,799	50,287,498
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金	7,343,800	1,482,300	5,861,500
担保預り金	417,630,000	492,870,000	△ 75,240,000
預り金	1,446,544	1,515,127	△ 68,583
預り金(仲裁)	142,426,221	78,470,140	63,956,081
未払金	2,384,487	2,925,906	△ 541,419
未払法人税等	212,000	212,000	0
未払消費税等	3,106,600	1,778,500	1,328,100
賞与引当金	6,528,668	4,751,208	1,777,460
流 動 負 債 合 計	581,078,320	584,005,181	△ 2,926,861
2 固定負債			
退職給付引当金	39,551,382	35,574,009	3,977,373
役員退職慰労引当金	7,973,200	10,900,600	△ 2,927,400
固 定 負 債 合 計	47,524,582	46,474,609	1,049,973
負 債 合 計	628,602,902	630,479,790	△ 1,876,888
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	432,378,395	380,214,009	52,164,386
正 味 財 産 合 計	432,378,395	380,214,009	52,164,386
負債及び正味財産合計	1,060,981,297	1,010,693,799	50,287,498

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」を採用している。

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法について

貯蔵品・・・最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法について

定率法(耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準による)

(3) 引当金の計上基準について

退職給付引当金は従業員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務の見込額を計上している。
賞与引当金は従業員の賞与支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。
役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金の支給に備える為、内規に基づく期末要支給額を計上している。

(4) リース取引の処理について

ファイナンスリース取引については、原則として通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理をしている。
なお、少額なリース取引等については、オペレーティングリース取引の会計処理に準じて、通常の賃貸借取引に係る方法で会計処理している。

(5) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税込方式を採用している。

(6) 税効果会計の適用について

税引前の当期一般正味財産増減額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期正味財産増減額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

3. 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
運営基本資産	241,000,000	0	0	241,000,000
退職給付引当資産	30,000,000	0	0	30,000,000
合 計	271,000,000	0	0	271,000,000

4. 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
特定資産				
運営基本資産	241,000,000	-	(241,000,000)	-
退職給付引当資産	30,000,000	-	-	(30,000,000)
合 計	271,000,000	(0)	(241,000,000)	(30,000,000)

5. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。(単位:円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	19,114,373	18,928,648	185,725
システム資産	114,010,080	79,498,139	34,511,941
造作設備	9,576,000	9,575,999	1
合 計	142,700,453	108,002,786	34,697,667

附 属 明 細 書

1. 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	4,751,208	6,528,668	4,751,208		6,528,668
退職給付引当金	35,574,009	3,977,373			39,551,382
役員退職慰労引当金	10,900,600	4,228,302	7,155,702		7,973,200

特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載の為、省略

監 査 報 告 書

令和7年5月12日

一般社団法人 日本商事仲裁協会
理事長 北川 慎介 殿

監事 柏木 秀一



監事 畠山 一成



私たち監事は、当協会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の業務及び財産の状況の報告を理事等から受け、理事の職務の執行について監査を行いましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条第1項に基づき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

(1) 事業報告の監査結果について

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、当協会の状況を適正に表示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果について

計算書類及びその附属明細書は、当協会の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上